

京都ものづくり中小企業正規雇用拡大推進事業 FAQ

項目	質問	回答
対象となる企業について	事業協同組合、有限責任事業組合（LLP）などの組合は対象になりますか？	本事業での中小企業は中小企業基本法第2条第1項を適用しています。したがって、会社又は個人であり、組合は対象になりません。中小企業の要件は、資本金又は従業員のいずれかが業種で定める基準以下であれば対象になります。 なお、中小企業の要件は、中小企業庁のホームページにも掲載されていますので確認ください。
	当社の本社は東京ですが、営業所が京都にあります。対象になりますか？	事業所が京都府内にあり、対象になります。ただし、この事業は京都府から受託しており、京都府内の事業所で雇用してください。
	当社は、婦人服の製造小売りです。製造業として対象になりますか？	製造小売業は、日本標準産業分類において、大分類の卸売・小売業に含まれています。したがって、小売業に分類されます。詳しくは、財団までお問い合わせください。
	情報通信業のうち、サービス業とは具体的に何ですか？	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）はサービス業に分類されます。 上記以外は、製造業に分類されます。
	当社は小売業ですが、新分野進出の一環として、情報通信業に進出する計画を有しています。対象になりますか？	具体的で実現が可能と認められる場合は、情報通信業として対象になる場合があります。詳しくは、財団までお問い合わせください。
対象企業の要件等	募集要領「3 対象企業の要件等」に一つでも該当しない場合は、本事業の対象になりませんか？	すべて、要件を満たすことが必要ですので、該当しない場合は対象になりません。
	当社は、社会保険の任意適用にあたるため、現在、社会保険に加入しておりません。対象になりますか？	対象になりません。社会保険の適用事業であることが要件です。申請時までには、社会保険加入の手続きをとっていただく必要があります。

項目	質問	回答
求人方法	知人を通じて採用したいと考えています。そのため、一般に募集する予定はありませんが対象になりますか？	この場合、対象になりません。 この事業は、「失業者」を対象に公平に公募していただくことが条件です。したがって、必ずハローワークで求人申し込みをしていただく必要があります。ただし、ハローワークの他、自社のホームページやその他の媒体を活用することは差し支えありません。なお、採用に当たっては、必ずしもハローワークを通していただく必要はありません。
対象事業	「正規雇用を前提」とありますが、雇用開始から正規雇用とする必要がありますか？	必ずしも雇用開始から正規雇用とする必要はありません。 ただし、財団との契約終了までには正規雇用することを目的としていますので留意願います。
	必ず研修を行う必要がありますか？	この事業は正規雇用を推進するため人材育成を図っていただきます。したがって、研修は計画を立てて行っていただきます。 なお、経費支出の有無は問いません。
	「すでに緊急雇用創出事業で6箇月以上就労したことのある者」は対象にならないのはなぜですか？	この事業は、緊急雇用対策基金で実施しています。 この基金での就労期間は1人につき最長1年間と定めていることからです。
対象経費	人件費とは何ですか？	申請者の賃金規程で定める給料、手当の他、社会保険料等（事業主負担）です。 規程に定めがある給料、手当は原則としてすべて対象経費になります。ただし、この事業の目的や法令、社会通念に反する場合は、認められません。
	研修費とは何ですか？	人材育成や業務に関連するスキルやノウハウを目的とした専門機関が主催する研修会参加費や自社内においてOJT（企業内訓練）に要する経費です。
	経費が限度額を超える場合はどうなりますか？	この事業の契約に係る委託額は上限額までとなります。超える部分は申請者の負担になります。
	上限額は月当たりですか、あるいは事業期間で合算した額ですか？	原則として、月額（人件費25万円、研修費5万円）です。ただし、月額とすることが適当でないと認められる場合は、事業期間を合算することができます。 詳しくは財団までお問い合わせください。
事業期間	3箇月の適性判断期間経過時点で、正規雇用の意思を確認とありますが、その時点で正規雇用契約を結ぶ必要がありますか？	適性判断期間経過時点では必ずしも正規雇用とすることは求めていません。

項目	質問	回答
	この事業は、適性判断期間3箇月とありますが、事業期間は6箇月間が上限とあります。具体的に教えてください。	①まず、雇入れの日から3箇月間の適性判断期間経過後に、対象雇用者を正規雇用として雇い入れるか意思確認をします。 正規雇用を前提として、引き続き雇用を継続する場合は事業継続が可能です。しかしながら、対象雇用者を正規雇用する意思がない場合は適性判断期間をもって事業終了になります。 ②①で継続する場合、更に3箇月間、事業を継続することができます。
	この事業で6箇月間の人件費、研修費とも支払いを受けるには、いつまでに正規雇用しなければなりませんか？	遅くとも6箇月の事業期間が終了する日の翌日までには、正規雇用の契約を結んでいただくことが条件となります。
	この事業の対象とするにはどの時点から求人募集が可能ですか？	財団からの内定通知日以降から求人は可能とします。 必ずハローワークでの募集手続きは行ってください。 ただし、財団との契約日より前にすでに雇用した場合は、この事業の対象になりませんので留意ください。
経費の支払い	この事業で結果として正規雇用とならなかった場合、経費は支払われませんか？	正規雇用とならなかった場合、人件費と研修費の扱いが変わります。 ・人件費は委託の全期間支払います。 ・研修費は3箇月の適性判断期間経過後の分は支払いません。
応募方法	事業申請書は必ず持参とありますがなぜですか？	この事業は正規雇用を目的にするもので、申請時に事業を委託する前提として、適正に事業が実施されるよう計画等のヒアリングを行います。 なお、申請から事業終了以降にわたって本事業が円滑に進むよう、財団のコーディネータによる助言や指導を受けていただきます。
その他	社会保険等（労働保険含む）は雇入れ開始日から必ず加入する必要がありますか？	法令で定めがある社会保険等は必ず加入していただく必要があります。
	この事業で雇い入れた者を京都府外の事業所を勤務地にすることはできますか？	この事業は、京都府からの委託により実施しているものです。 したがって、原則として京都府内の事業所を勤務地としてください。
	応募要領にある要件に該当すれば必ず採択されますか？	京都府からの受託により実施するもので、予算の範囲内で採択を決定します。したがって、必ず採択されるとは限りません。
	製造業、情報通信業以外の業種ですが、同様の事業はありますか？	京都府議会6月定例会で議決された「中小企業事業継続支援雇用対策事業費」が対象になる可能性があります。 詳しくは、京都府緊急経済・雇用対策課（TEL075-414-4872）にお問い合わせください。